

サプライヤー行動規範

制定日：2024年12月21日

改定日：

1. 目的

この行動規範は、サプライヤーの皆様にご理解いただき、当社とともに持続可能で倫理的なサプライチェーンを構築することにご理解とご協力をいただくことを目的としています。

サプライヤーの皆様におかれましては、基本原則に則った取り組みをお願いするとともに、皆様のお取引先様に対しても同様の趣旨をご理解いただくことで、全てのサプライチェーンがともに発展していけるようにご協力いただけますようお願いいたします。

2. 適用範囲

この規範は、当社とお取引いただく全てのサプライヤーの皆様に適用されます。

3. 基本原則

① 法令順守

自国及び事業を行う国と地域で適用される法規制を遵守するのみならず、国際的な行動規範を尊重すること。

② 人権・労働

労働者に対して、人権を尊重するとともに、尊敬の念をもって接します。

<強制的な労働の禁止>

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制又は人身売買、その他あらゆる強制労働をさせないこと。また、全ての労働者の権利を守ること。

<児童労働の禁止、若年労働者への配慮>

法で定められた最低就業年齢に満たない児童に労働をさせないこと。また、18歳未満の若年労働者の夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる業務に従事させないこと。

<労働時間への配慮>

労働者の働く地域で定められた上限を超えて労働させないこと。また、労働時間、休日は適切に管理すること。

<適切な賃金と手当>

労働者に支払われる最低賃金、法廷給付、福利厚生などの報酬に適用されるすべての法規制を遵守すること。

<差別、ハラスメントの禁止>

国籍、人種、信条、宗教、性別、年齢、障がい、政治的見解、社会的身分等による差別およびハラスメントや虐待を行わないこと。

<結社の自由、団体交渉権>

現地の法規制を遵守した上で、従業員の組合の結成、加入、団体交渉を行う権利を尊重すること。

③労働安全

労働者の安全と健康を最優先に考えた活動を行うことを求めます。

<労働安全>

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、安全対策を講じること。

<緊急時の備え>

災害・事故などの人命・身体の安全を損なう緊急事態に備え、職場および会社が提供する住居における対策を講じ、災害時に災害を防ぐ行動がとれるように教育・訓練を行うこと。

<労働災害・労働疾病>

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる必要があります。

<産業衛生>

職場および会社が提供する住居は、清潔で衛生的な施設とすること

＜身体的負荷のかかる作業への配慮＞

身体的に負荷のかかる作業に対して、労働災害・労働疾病につながらないよう、適切な安全対策を講じること

＜機械装置の安全対策＞

労働者が業務上使用する機械装置について、適切な安全対策を講じること。

＜施設の安全衛生＞

職場および会社が提供する施設(寮・食堂・トイレなど)において、清潔で衛生的な施設を提供すること

＜安全衛生のコミュニケーション＞

安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供すること。

④環境

環境に配慮した製品やサービスを優先的に提供することを求めます。

＜環境許可と報告＞

事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

＜エネルギー消費及び温室効果ガスの排出削減＞

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組むこと。

＜大気への排出＞

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減に努めること。

＜水の管理＞

関連する法規制を遵守し、使用する水の使用量を削減すること。また、水汚染の環境への排出を防止すること。

＜資源の有効活用と廃棄物管理＞

リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えること。

＜化学物質管理＞

人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および安全な取り扱い、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理すること。

＜製品含有化学物質の管理＞

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守すること。

＜生物多様性保全＞

生物多様性や自然環境に与える影響を考慮し、その保全に取り組むこと。

⑤倫理:

高い倫理基準を維持し、誠実かつ公正な行動を徹底することを求めます。

＜贈収賄および腐敗防止＞

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行わないこと。

＜公正なビジネスの遂行＞

公正な事業、競争、広告を行うこと。

⑥品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

＜製品の安全性の確保＞

製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たすこと。

＜品質管理＞

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守すること。

⑦情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

<サイバー攻撃に対する防御>

サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じ、自社および他者に被害が生じないようにすること。

<個人情報の保護>

サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護すること。

<機密情報の漏洩防止>

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護すること。

3. その他

調達に関するご相談、ご意見は以下までご連絡いただけますようお願いいたします。

- 太洋テクノレックス株式会社 調達管理部

連絡先：pad@taiyo-tx.com

本内容の最新版はホームページでご確認いただけますようお願い申し上げます。